

西宮市会報告

No.131

2024年
夏号

日本共産党



庄本けんじ

● 団長
● 教育子ども常任委員

野口あけみ

● 幹事長
● 議会運営委員
● 総務常任委員

三好さつき

● 健康福祉常任委員
● 広報委員会副委員長発行●日本共産党西宮市会議員団 西宮市六湛寺町10番3号(西宮市役所内)
Eメール:nmc30547@nishi.or.jp TEL:0798-35-3368 FAX:0798-22-7815 ホームページ:http://nishinomiya.jcp-giin.net/学校給食の無償化を
国に求める請願

全会派一致で採択



「西宮市の学校給食費無償化を進める会」から議会に提出された「国の責任での学校給食費無償化実施を国に求める意見書の提出に関する請願」が教育子ども常任委員会で審議、採択され、本会議で「意見書」が全会一致で可決されました。あわせて、「西宮市立学校給食費を緊急に引き下げをを求める請願」も「無償化を進め

る会」から議会に提出されましたが、こちらは、賛成少数で不採択となりました。

請願を提出した「無償化を進める会」から2人が、教育子ども常任委員会の場で2つの請願について陳述。党議員団は筆頭紹介議員となり採択に向け奮闘しました。

学校給食無償化 全国に広がる

学校給食の無償化を求める世論が大きな波となって発展し、政府も動き出し始めています。各地の自治体でも独自の予算を立て、実施に踏み切っています。政府の調査によると、昨年の9月1日時点で、学校給食の無償化を実施している自治体は722自治体、今後実施するとしている自治体は40自治体となっています。



「義務教育は、これを無償とする」(憲法26条)

そもそも、学校給食の無償化は、憲法26条で「義務教育は、これを無償とする」とされており、教育基本法、学校教育法などを踏まえれば、国が率先して義務教育の無償化を進めるべきものです。



学校給食は教育の一環

学校給食法、学習指導要領、「食に関する指導の手引き」などで、学校給食は、教育の一環として位置づけられ、食育の生きた教材として活用する、とされています。当然、学校給食は、無償で提供されるべきものです。



子どもたちの権利

昨今の厳しい物価高騰が続くもとで、学校給食の無償化によって、家計の負担を少しでも減らし、子どもたちの誰もが等しく健やかに育ち、成長する権利を享受できるよう、政治がその責任を果たすことが切実に求められている、ということを、強調しなければなりません。



私立高等学校 入学給付金制度が新設されます

新たな給付型奨学金制度が創設されることになりました。

名称	私立高等学校入学給付金
対象者	保護者が西宮市内に在住している私立高等学校入学生(市民税所得割非課税世帯)
給付額	一人当たり 50,000円の給付
施行期日	令和6年10月1日
スケジュール	◆ 令和6年10月～ 私立高等学校入学給付金の周知案内 ◆ 令和7年1月～ 申請受付を開始 ◆ 令和7年3月下旬 給付金支給

一方で 教育委員会大学貸付奨学金の制度が廃止に

一方、6月議会で、大学貸付奨学金の制度を廃止する条例案が提出されました。党市議団は廃止に反対しました。

当局は、日本学生支援機構等が実施する大学生向けの奨学金制度が拡充されているから廃止する、と説明。しかしその規模は、あまりにも小さく、対象も限定的です。学生の苦難を抜本的に変えるほどの制度の拡充とはとても言えません。大学生は寝る時間も惜しんでアルバイトをし学費を工面せざるを得ず、勉強どころではない事態に追い込まれているのが現実です。そんなときに、教育委員会大学貸付奨学金を廃止することは許されません。

6月議会 請願・陳情/意見書	共産	維新	公明	ぜんしん	市民クラブ	啓誠会	あなたの声を市政に!	一色議員	森議員	結果
国の責任での学校給食費無償化実施を国に求める意見書の提出に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
西宮市立学校給食費を緊急に引き下げをを求める請願	○	×	×	×	×	×	○	○	×	不採択
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の抜本的見直しと、義務教育費国庫負担率引き上げをもとめる2025年度政府予算にかかる意見書採択の請願	○	○	×	○	○	×	○	○	○	採択
国に「全国一律最低賃金制度」を求める意見書に関する請願	○	×	×	×	○	×	○	○	×	不採択
ガザ攻撃中止と即時停戦を求める意見書を日本政府に上げることも求める陳情(総務常任委員会で審査)	○	△	△	△	○	△	○	—	—	結論を得ず
地方分権に逆行する地方自治法改正の施行をやめるよう求める意見書	○	×	×	×	○	×	○	○	○	不採択



補聴器購入の助成

聞こえの支援を!

三好さつき

三好さつき議員は、まず、難聴高齢者の早期発見と補聴器購入費用助成について質問しました。

難聴高齢者の早期発見では、啓発チラシ配布や、高齢者集いの場で聞こえのチェックが行われ、「聞こえのフレイル」の認識が広がりつつあります。しかし、聞こえづらさはあっても受診にはつながっていない現状があり、今後、日常生活の場での啓発に取り組むとの答弁でしたが、さらに、高齢者と接する関係者への講座開催などを求めました。

「明石市並みで1200万円」やれないことはない!

補聴器購入費用助成は全国で拡がり、兵庫県下において昨年度の8自治体から13自治体に増えています。兵庫県が実施した調査結果では、「社会参加活動がしやすくなった」方が4割を占め、来年度は国に助成制度創設を要望するとのことです。

市は財源負担の課題から市単独での助成制度実施は困難との答弁ですが、必要な財源はいくらかとの再質問に、「対象者600人で1200万円」と答弁。できないことはありません。今後、取り組みをさらにすすめていきます。

熱中症から市民を守れ

熱中症による救急搬送人員は年々増加しており、その半数以上が高齢者で、住宅内での発生が4割を占めます。2024年4月に気候変動適応法が改正され、三好議員は市の取り組みを聞きました。党議員団はクーリングシェルター設置や冷水器の増設を求めてきました。クーリングシェルターは今年7月中に指定・開設するとのことです。冷水器は2021年から増えていません。市民を熱中症から守り安心して夏を過ごせるためにシェルターや冷水器の増設にむけ市内連携の強化を求めました。



生活保護世帯への電気代支援を!

熱中症予防にはエアコンの使用はかせません。電気代が心配で使い渋るといった状況がある生活保護世帯への電気代の支援を求めましたが、市独自の支援策は考えていないと冷たい答弁でした。生活保護世帯や重度障がい者世帯へ市独自で夏季見舞金など支援を行っている自治体もあります。財政が厳しいではなく、使える財源はないのか、研究・検討することを求めました。



「保育所待機児童121人」を市長がおわび

待機児童の解消は公共の復活でこそ

庄本けんじ

庄本けんじ議員は、保育所の待機児童対策について市長と当局の見解をたしました。

昨年56人だった保育所の待機児童が、今年は、121人に倍増。今年の兵庫県下の待機児童数は256人で、西宮は県下の半分を占めるほど突出しています。待機児童問題がいかに深刻な問題か、まず、市長と当局の認識を問いました。市長は、「こういう結果を導いたことに関しまして、議会、そして市民の皆様方に改めておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした」と、謝罪。

保育所を増やしても閉園＝民間任せでは安定しない

西宮の待機児童がなぜ増えたのか。それは、0～2歳児対象の小規模保育所が昨年度の一年間で7つの園が閉園になってしまったからです。市長は「予想外だった」といいますが、詳細な分析がありません。せっかく市が努力して小規模保育所を増やしても、あとから次々と閉園になるということでは、元も子もなく、まともな対策とは言えません。小規模保育所の経営を安定させる手立てがどうしても必要です。

保育定員を86人減らすアクションプランパート1と2

西宮市は、待機児童問題がまだまだ深刻な事態にあるにもかかわらず、公立幼稚園と保育所の再編統合によって、公立の保育定員を減らす計画をもち、実施し始めています。その計画の名称は「西宮市幼児教育・保育のあり方」です。その実行計画であるアクションプランパート1とパート2で内容が明らかにされています。まず、2025年4月から浜脇ブロックで保育定員を18人減、つづいて、2026年の広田ブロック、2027年の鳴尾ブロック、2028年の上甲子園ブロック、合わせて68人減。合計86人も保育定員を減らす計画です。当局は、「待機児童対策に影響を与えないようにする」という答弁を繰り返すだけで、有効な対策を示すことができないでいます。

問題の根底には民間任せがある 公共の復活でこそ求められる

政府は、待機児童問題の抜本的な対策をとらず、規制緩和とその場のしのぎの対応を繰り返してきました。その結果、民間任せで行政の責任を放棄し、保育の質を著しく低下させ、制度を極端に複雑化し、問題をどんどん深刻化させてきました。いまこそ、公共の復活へと流れを変えなければなりません。

「戦争する国づくり」の一環?! 地方自治法「改正」

今国会で、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態やその発生の恐れがある事態」と政府が判断した際に、国が地方自治体に対応を「指示」できる仕組みを新設する地方自治法「改正」が自民、公明、維新などの賛成で可決・成立しました。

地方自治体の運営は、①住民の意思に基づいて(住民自治)、②国から独立した団体として団体の意思と責任で(団体自治)行われることになっています。さらに地方分権一括法で、国と自治体の関係は「上下・主従」ではなく「対等・協力」であり、国の関与は必要最小限にすべきとされました。本「改正」は、

こうした地方分権に逆行するものです。

さらに問題なのは、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」がどういうものかが極めてあいまいなこと。戦争の危機なども含まれ得ると識者からも懸念の声が上がっています。今国会では兵器の共同開発を進めるための経済秘密保護法や「統合作戦司令部」設置法なども相次ぎ成立し、「戦争する国づくり」が着々と進められています。この地方自治法「改正」もその一環、地方自治体を「総動員」する準備と言わなければなりません。

党議員団は今議会に「施行はやめよ」の意見書を提案しましたが、不採択となりました。

